

不法投棄は重大な犯罪です

- 不法投棄とは、ごみ（廃棄物）を定められたルールに従って適性に処理せず、ごみ処理施設以外の山林や原野、空き地などにみだりに捨てたり埋めたりする行為です。
 - ◇人気のない山林などに廃棄物を捨てること
 - ◇資材置き場などに廃棄物を放置すること
 - ◇空き地などに重機で穴を掘って廃棄物を埋めること
 - ◇道路沿いにタバコの吸い殻や空き缶などのごみをポイ捨てすることなどが挙げられます。
- 不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されており、違反した場合には、
 - ◇5年以下の懲役
 - ◇1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金またはその両方が科せられます。
- 不法投棄は、景観を損ねるだけでなく、近隣の迷惑になることはもちろん、廃棄物から出る有害物質によって土壌や水質・大気を汚染することがあり、環境にも大きな影響を与えます。
- 環境破壊の原因となる不法投棄を防止するため、行政・警察・地元住民・事業所及び土地所有者・管理者が一体となって対応し、私たちの清潔で美しい生活環境を守りましょう。
- 竹原市では、不法投棄の防止、早期発見・対応のため、不法投棄が多い箇所を中心に、市内全域をパトロールしています。また、重点的に対応が必要な場所には、監視カメラを設置し、厳しく不法投棄の取締を行っています。
- 不法投棄された物の処分は、土地所有者・管理者が行うこととなります。大きな負担となりますので、普段から不法投棄されないようにしましょう。
- 不法投棄をさせないためには、定期的な草刈りや清掃を行い、適正に管理したり、バリケード、チェーンや扉、柵の設置など関係者以外の侵入を防止する措置を講じたり、捨てにくい場所にすることが重要です。
- 不法投棄を発見したときは、「車のナンバー」、「投棄者の特徴」、「投棄場所」、「投棄物」を警察署または竹原市にご連絡ください。不法投棄の防止にご協力をお願いします。

